

第2回 医療機関等の消費税問題に関する検討会

平成28年4月26日

公開資料目録

- 資料1 次第
- 資料2 委員名簿
- 資料3 日本医師会 医業税制検討委員会答申要旨
- 資料4 日本医師会医業税制検討委員会答申に対し今後
論点となり得る課題

第2回 医療機関等の消費税問題に関する検討会

平成28年4月26日（火）

午後4時30分より6時30分

日本医師会館 503会議室

次 第

1. 開 会（午後4時30分）
2. 挨拶
3. 議 事
 - （1）医療機関等の消費税問題の抜本的解決について
 - （2）第1回医療機関等の消費税問題に関する検討会（H28.3.16）
以降の取組みについて
 - （3）その他意見交換
4. 閉 会（午後6時30分）

医療機関等の消費税問題に関する検討会 委員名簿

武田 俊彦	厚生労働省政策統括官（社会保障担当）
谷内 繁	厚生労働省審議官（医療保険担当）
吉田 学	厚生労働省審議官（医療介護連携担当）
三浦 明	厚生労働省保険局医療課 保険医療企画調査室長
中村 博治	厚生労働省医政局 総務課長
瀬古口 精良	日本歯科医師会 常務理事
森 昌平	日本薬剤師会 副会長
田尻 泰典	日本薬剤師会 常務理事
梶原 優	日本病院会 副会長
西澤 寛俊	全日本病院協会 会長
伊藤 伸一	日本医療法人協会 会長代行
長瀬 輝誼	日本精神科病院協会 副会長

日本医師会 医業税制検討委員会答申（平成 28 年 3 月）

I. 控除対象外消費税の解消策、5. まとめ（提言）（P63, 64）

- (1) 医業における控除対象外消費税問題は、前述したように、長期検討し、提言してきたところであるが、その実現は常に先延ばしされてきた。しかし、平成 28 年度税制改正大綱では、平成 29 年度税制改正で結論を得るといふことで、その実現時期が明確にされた。
- (2) 他方、日本医師会をはじめ医療界側は、医業の経営形態の差異に対応して控除対象外消費税解消の利害が異なることもあって、一本化した解消策を提言（要求）できないでいる。それが、立法当局の解決先延ばしの口実にも使われてきた。
- (3) そこで、平成 29 年度税制改正要望に当たって、控除対象外消費税解消の一本化を図る必要がある。そこで、委員会の概ねの賛同を得たところであるが、現行の非課税制度を前提として、当局が診療報酬に仕入税額相当額として上乗せしている 2.89%相当額（注）を上回る仕入消費税額を負担している場合には、その超過額の税額控除（還付）を認める新たな制度を提言する。これは、病院側が要求する課税制度の変更が、政治情勢や国民的理解上で困難と認められることからみて、次善の策であると考えられる。それに、病院等が大規模な設備投資を行った時には、それに係る仕入消費税額を全額控除できることにもなる。また、中小の診療所においては、課税制度変更によるいわゆる「引きはがし」の問題も心配しないで済むし、仕入消費税額が多額になった年（年度）には、税額還付を求めることができることになる。
- （注） 内訳は、平成元年の 0.76%、平成 9 年の 0.77%、平成 26 年の 1.36%。
- (4) なお、このような制度が円滑に実施されるためには、診療報酬に上乗せされる仕入税額相当額（現行 2.89%）が明確にされていなければならない（診療報酬の決定において、政治的決着であいまいにされないようにしなければならない）。
- (5) 以上のような制度については、租税理論の見地から問題視する向きもあるものと考えられる。しかし、実額控除と概算控除が並存する制度については、例えば、給与所得者に対しては、概算経費といわれる給与所得控除制度が採用されているが（所得税法 28 条）、特別の通勤費用等の特定支出の額が当該給与所得控除額の 2 分の 1 を超えた場合に、その超過額の控除も認められていること（所得税法 57 条の 2）が参考になる。

日本医師会 医業税制検討委員会答申に対し

今後論点となり得る課題

- ① 還付の財源についてどう考えるのか
- ② 消費税の枠内で考えた場合には、診療報酬での補てんを維持した上で個別医療機関ごとに還付する場合、マクロで見れば過剰に補てんされる点をどう考えるか
- ③ 本制度であっても、消費税申告のための記帳事務を求められて事務負担増となったり、四段階制の存廃に影響したりしないか
- ④ 2. 89%という数値の使用は妥当なのか